

春日井市市民課手提げ袋広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、手提げ袋の製作に関して、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「手提げ袋」とは、転入又は出生の届出のため市民課窓口又は出張所に訪れた市民に配布する案内等の持ち運びのために、市民に提供する広告が印刷された手提げ袋をいう。

2 この要綱において「提供者」とは、手提げ袋を製作し市に納入する企業等をいう。

(設置)

第3条 手提げ袋は、市民課及び各出張所に設置するものとする。

(設置期間等)

第4条 手提げ袋の設置期間は別に要項で定めるものとする。ただし、市は提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

2 手提げ袋の数量、納入方法は別に要項で定めるものとする。

(製作上の注意事項)

第5条 提供者は、広告内容、色、形状、品質等の手提げ袋の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に製作しなければならない。

2 提供者は、市が指定する内容を手提げ袋に掲載しなければならない。

3 広告代理店等が提供者となり広告主を別に募集する場合、提供者は、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）は、要綱第4条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、入札により最高額で落札した価格とする。

(提供者の募集と選定方法)

第7条 提供者の募集方法等は別に要項で定めるものとし、前条により落札した者を提供者として決定する。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(提出書類)

第8条 第6条の入札に参加しようとする者は、事後審査型一般競争入札参加申込書（第1号様式）を別に要項で定める期間内に市へ提出しなければならない。

2 市は、前項の提出書類に基づき審査し、提供者として不適格と判断したときは、前条の決定を取り消すことができる。

3 前項により落札者の決定を取り消したときは、入札でこれに次ぐ額を示したものを改めて落札者として決定する。

(契約の締結)

第9条 市は、前2条により提供者を決定したときは、提供者と手提げ袋の提供に関する契約を締結する。

(提供者と広告主)

第10条 広告代理店等が提供者となり、広告主を別に募集し、その広告を掲載するときは、提供者は、広告主の市民課手提げ袋広告掲載申込書(第2号様式)をとりまとめ、市に提出しなければならない。

(広告の内容等)

第11条 市は、提供者が手提げ袋に掲載しようとする広告主及び広告案が要綱第3条に掲げる広告掲載の基準に適合しているかを審査し、抵触する場合は掲載を拒むことができる。

2 手提げ袋の納品後に、広告主が要綱第3条第3項に抵触することが発覚したとき等、手提げ袋を引き続き使用することができないと市が判断したときは、市は、手提げ袋の使用を中止し、残った手提げ袋を提供者に回収させることができる。

3 前項により手提げ袋の使用を中止した場合、以降の対応方法は、双方協議のうえ決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、市が指定する日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納付する。

(広告掲載料の還付)

第13条 納付された広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合、又は手提げ袋を設置できなくなった場合は、この限りではない。

2 前項の市の都合により広告が掲載できなかった場合、又は手提げ袋を設置できなかった場合に提供者へ還付する金額は、双方協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成19年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月10日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

事後審査型一般競争入札参加申込書

年 月 日

（あて先）春日井市長

申 込 者

（住所又は所在地）

（氏名又は名称及び代表者氏名）

印

TEL

FAX

次の件名に係る事後審査型一般競争入札参加申し込みにあたり、入札に参加するための要件及び次の誓約事項を満たしていることを誓約するとともに、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。

※ 件名の手提げ袋の区分（転入用・出生用）に○を付けてください。

件 名	広告入り手提げ袋（転入用・出生用）
-----	-------------------

（誓約事項）

- ・法令等に違反していません。
- ・春日井市から指名停止措置を受けていません。
- ・暴力団又は暴力団の構成員ではありません。
- ・市税等を滞納していません。

第2号様式（第10条関係）

市民課手提げ袋広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）春日井市長

申 込 者

（住所又は所在地）

（氏名又は名称及び代表者氏名）

印

TEL

FAX

市民課手提げ袋への広告掲載を申し込むにあたり、次の誓約事項を満たしていることを誓約するとともに、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。

※ 件名の手提げ袋の区分（転入用・出生用）に○を付けてください。

件 名	広告入り手提げ袋（転入用・出生用）
-----	-------------------

（誓約事項）

- ・法令等に違反していません。
- ・春日井市から指名停止措置を受けていません。
- ・暴力団又は暴力団の構成員ではありません。
- ・市税等を滞納していません。